

決 議

豊島事件は、昭和五十年、事業者による有害産業廃棄物処理場建設計画が提示されてから十九年目を迎えます。

当初から、今日のような状態を懸念していた私たちは、産業廃棄物の持ち込みに対して全面的に反対してきました。

訴訟、県庁への抗議デモを経て、無害物によるミミズ養殖に限るということで和解に至りましたが、それでも、「いずれは悪質な違法行為が行われる。」という予測を禁じ得なかった私たち住民に対して香川県は、「十分な監視と指導」を約束しました。

操業開始と同時に事業者の行為は悪質を極め増長を繰り返しました。

私たちは再三にわたり香川県に対して違法性を訴えてきましたが、香川県は、「合法」との説明を繰り返すばかりでした。

兵庫県警の摘発によってその違法な実態が表面化し、裁判の記録から香川県が業者に加担していたことが明らかになりました。

私たちは、この事実を許すことができません。

大量生産、大量廃棄の時代。離島、山村の弱者が廃棄物の犠牲になる時代に警鐘を鳴らし、あつてはならない行政の在り方を世に問うことを通して、「私たちは健康と生活を守り、先人たちより受け継いだ美しい豊島を自らの手により取り戻し子孫に継承していくため、処分地の産業廃棄物の全面撤去等を求めて、ここに団結し息長く行動していくことを決議する。」

平成五年十二月九日

産廃の撤去を求める豊島住民大会